



船橋市

子ども・子育て 支援事業計画

平成 27 年度 ～ 平成 31 年度



平成 27 年 3 月

船 橋 市



船橋市

子ども・子育て 支援事業計画

平成 27 年度 ～ 平成 31 年度

平成 27 年 3 月

船 橋 市

はじめに



一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度では、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」や、「待機児童対策の推進」、「地域での子育て支援の充実」を目指しています。

市では、新制度を円滑に進めるため、平成27年度から平成31年度までの5か年間の「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、『『子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして』を基本理念としています。次代を担う子どもたちが心豊かに笑顔にあふれ生き生きと育つことは、船橋の未来を創ることにほかなりません。

今後、本計画に基づき、様々な子ども・子育て支援施策の充実に積極的に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「船橋市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」やパブリック・コメントなどにご協力くださいました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

船橋市長 松戸 徹

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨等	3
1	背景と趣旨	3
2	新制度の概要	4
2	計画の位置づけ	7
1	法的位置づけ	7
2	計画体系における位置づけ	8
3	計画の期間	9
4	教育・保育提供区域の設定	10
1	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容	10
2	事業別の教育・保育提供区域設定	12
第2章	船橋市における子どもと子育てにかかる現状と課題	13
1	現状	15
1	人口等の状況	15
2	子育て支援サービスの提供と利用の動向	24
3	各教育・保育提供区域の状況	26
2	課題	33
第3章	計画の基本的方向	45
1	基本理念	47
	「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして	
2	基本方針	48
3	施策の体系	50

第4章 施策の展開 53

1 基本方針1 54

次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

基本施策1 幼児期の学校教育・保育の充実 55

基本施策2 子どもの居場所づくり 62

基本施策3 障害児支援の充実 64

2 基本方針2 67

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

基本施策1 母子保健の充実 68

基本施策2 親子のふれあいの場づくり 71

基本施策3 多様な子育て支援サービスの充実 73

基本施策4 情報提供・相談体制の整備 75

基本施策5 ひとり親家庭等の自立支援の推進 78

基本施策6 経済的支援の実施 80

3 基本方針3 81

地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

基本施策1 子育てを支援する地域社会づくり 82

基本施策2 児童虐待防止対策の充実 84

基本施策3 仕事と家庭の両立支援の推進 86

施策の展開にあたって 87

第5章 計画の推進方策 89

1 計画期間の量の見込みと確保方策 91

1 教育・保育 91

2 地域子ども・子育て支援事業 101

2 教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策 115

3 計画の進捗状況の点検・評価 121

4 計画の推進体制 121

参考資料	123
計画の策定体制	125
策定経過	129
子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	130
用語解説（50音順）	132

【本計画における統計上の数値について】

各種統計調査・アンケート調査結果に基づき算定した割合につきましては、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならないものがあります。

